

# 電気自動車用充電インフラ整備促進事業費補助金実施要領

電気自動車用充電インフラ促進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、「山梨県補助金等交付規則」、「電気自動車用充電インフラ整備促進事業費補助金交付要綱」に定めるもののほか、「電気自動車用充電インフラ整備促進事業費補助金実施要領」(以下「本要領」という。)の定めるところにより、予算の範囲内で実施するものとする。

## 1 補助事業の概要

本事業では、二酸化炭素の排出削減による地球環境の保全及び改善、山梨県地球温暖化対策実行計画(令和5年3月改定)に基づく温室効果ガス排出量削減目標の達成のため、電気自動車等(電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車をいう。以下同じ。)の導入を促進することを目的とし、車両の普及と表裏一体にある急速充電設備の整備に要する経費について予算の範囲内で補助する。

### (1) 補助対象者

次の各号の全てに該当する者とする。

(ア) 県税の滞納がないこと。

(イ) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではないこと。

(i) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(ii) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(iii) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者。

(iv) 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この号において「人格のない社団等」という。)を含む。)であつて、その役員(人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。)のうちに暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者があるもの。

(v) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者。

(vi) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たりその相手方が上記アからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者。

(ウ) 一般社団法人次世代自動車振興センターが経済産業省の補助を受けて実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金(充電設備の導入に係わるものに限る。)」の交付決定を受けている者

(エ) リース事業者が補助対象者となる場合には、(ア)及び(イ)に該当する者とリース契約を締結することを要するものとする。

## (2) 補助内容

事業	対象経費	補助額
1-1. 道の駅等への充電設備(定格出力50kW以上の急速充電設備)設置事業(経路充電)	充電設備(定格出力50kW以上の急速充電設備)の購入費	上限額:2,200千円(定額)
	充電設備の設置工事費* (1)充電設備設置工事費 (2)案内板設置工事費 (3)付帯設備設置工事費 (4)その他設置にかかる費用	
1-2. 空白地域への充電設備(定格出力50kW以上の急速充電設備)設置事業(経路充電)	充電設備(定格出力50kW以上の急速充電設備)の購入費	
	充電設備の設置工事費* (1)充電設備設置工事費 (2)案内板設置工事費 (3)付帯設備設置工事費 (4)その他設置にかかる費用	
2. 商業施設及び宿泊施設等への充電設備(定格出力50kW以上の急速充電設備)設置事業(目的地充電)	充電設備(定格出力50kW以上の急速充電設備)の購入費	
	充電設備の設置工事費* (1)充電設備設置工事費 (2)案内板設置工事費 (3)付帯設備設置工事費 (4)その他設置にかかる費用(停電回避費を除く。)	

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税は対象外とし、算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てることとする。

## (3) 補助対象事業の要件

補助対象事業はそれぞれ以下に定める全ての要件に適合とするものとする。

事業	内容
1-1. 道の駅等への充電設備(定格出力50kW以上の急速充電設備)設置事業(経路充電)	(1) 県内の道の駅※1、給油所※2及び公道※3に充電設備を設置すること。 (2) 充電設備が公道に面した入り口から誰もが自由に入出りできる場所にあること。 (3) 充電設備の利用者を限定せず※4、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと。ただし、駐車料金等の徴収は可とする。 (4) 充電場所を示す案内板を当該施設の入り口に設置すること。

事業	内容
	<p>(5) 充電設備の場所や利用可能時間、メンテナンス等による休止状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。</p> <p>(6) 設置する充電設備は、新品かつ定格出力 50kW 以上の急速充電設備又は蓄電池付急速充電設備であること。</p> <p>(7) 充電設備をリースする目的で取得する場合は、リース事業者が申請者となり、リース料金の総額に補助金相当額を充当し、値下がりを反映したリース料金を設定するとともにその内容をリース料金の算定根拠明細書(添付様式第 5 号)に記載すること。</p> <p>(8) 国補助金の交付決定を受けていること。</p>
<p>1-2. 空白地域への充電設備(定格出力 50kW 以上の急速充電設備)設置事業(経路充電)</p>	<p>(1) 県内の空白地域に充電設備を設置すること。</p> <p>(2) 充電設備が公道に面した入り口から誰もが自由に出入りできる場所にあること。</p> <p>(3) 充電設備の利用者を限定せず<sup>※4</sup>、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと。ただし、駐車料金等の徴収は可とする。</p> <p>(4) 充電場所を示す案内板を当該施設の入りに設置すること。</p> <p>(5) 充電設備の場所や利用可能時間、メンテナンス等による休止状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。</p> <p>(6) 原則、充電設備が新規に整備される場所、電気自動車等の電欠防止の観点から特に重要な地点又は利便性向上の観点から電気自動車等の普及に特に有効な場所であり、原則、道のり15km圏内(高速道路SA・PAは含まない。)に上記(2)～(4)及び(5)(ただし書きを除く。)の要件を全て満たす充電設備のうち急速の公共用充電設備が設置されていないこと。</p> <p>(7) 設置する充電設備は、新品かつ定格出力 50kW 以上の急速充電設備又は蓄電池付急速充電設備であること。</p> <p>(8) 充電設備をリースする目的で取得する場合は、リース事業者が申請者となり、リース料金の総額に補助金相当額を充当し、値下がりを反映したリース料金を設定するとともにその内容をリース料金の算定根拠明細書(添付様式第 5 号)に記載すること。</p> <p>(9) 国補助金の交付決定を受けていること。</p>
<p>2 商業施設及び宿泊施設等への充電設備(定格出力 50kW 以上の急速充電設備)設置事業(目的地充</p>	<p>(1) 県内の商業施設及び宿泊施設等に充電設備を設置すること。</p> <p>(2) 充電設備が公道に面した入り口から誰もが自由に出入りできる場所にあること。</p> <p>(3) 充電設備の利用者を限定せず<sup>※4</sup>、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと。ただし、駐車料金等の徴収は可とする。</p> <p>(4) 充電場所を示す案内板を当該施設の入りに設置すること。</p> <p>(5) 充電設備の場所や利用可能時間、メンテナンス等による休止状況など</p>

事業	内容
電)	<p>を利用者が誰でもインターネット上で確認できること。</p> <p>(6) 設置する充電設備は、新品かつ定格出力 50kW 以上の急速充電設備又は蓄電池付急速充電設備であること。</p> <p>(7) 充電設備をリースする目的で取得する場合は、リース事業者が申請者となり、リース料金の総額に補助金相当額を充当し、値下がりを反映したリース料金を設定するとともにその内容をリース料金の算定根拠明細書(添付様式第 5 号)に記載すること。</p> <p>(8) 国補助金の交付決定を受けていること。</p>

※1 国土交通省に登録されている道の駅を補助金の対象とする。

※2 揮発油販売業者の給油所として登録されている給油所を対象とする。

※3 設置にあたり、関係する法令等を遵守し、道路占用許可及び道路使用許可を得ていること。

※4 充電設備の使用を会員制とする場合、非会員でも何らかの方法により使用可能とすること。

## (4) 補助対象経費

補助金の対象となる経費は充電設備の購入費(国補助金の補助金交付上限額(定額)又は購入価格のいずれか低い方の価格)及び充電設備の設置工事費(充電設備設置工事費、案内板設置工事費、付帯設備設置工事費及びその他設置に係る費用)とし、設置工事費の具体的な内容は以下のとおりとする。

工事区分及び補助対象経費となる工事費		
(1)充電設備設置工事費		
①	充電設備設置工事費	基礎・据付工事
		搬入・運搬工事
②	電気配線工事費	
③	高圧受変電設備設置工事費	
④	特別措置に基づく受電工事費	
(2)案内板設置工事費		
①	案内板	
(3)付帯設備設置工事費		
①	充電スペースのライン引き	
②	路面標示	
③	屋根又は小屋	
④	充電設備防護用部材	
⑤	電灯	
(4)その他設置に係る費用		
①	レイアウト検討・図面作成費	雑材・消耗品費、養生費
		図面作成費
		レイアウト検討費
②	電力会社立合・協議費※1	
③	安全誘導員費	
④	(1)～(3)の工事がかかったその他労務費(現場監督費、世話役等の労務費)	

※1 特別措置に基づく受電の場合に限る。

## (5) 補助対象とならない経費等

補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事等を含む。)がある場合は、利益相当額を排除する必要がある。

また、リース契約に基づく申請は、リース契約の使用者(契約者)との間に資本関係にある場合、利益等排除の対象となる。

該当がある場合には、国補助金と同様に利益等排除を行った額を算定し、当該額にて申請を行うとともに、証拠書類を提出すること。

## (6) 申請受付期間

令和7年4月28日(月)から令和7年11月28日(金)まで

- ※ 申請書類に不備があると審査を行えないため、不備のないよう注意すること。
- ※ 申請受付期間前に、提出された申請書(郵送の場合は、提出先に到着した申請書)は受理しないため注意すること。
- ※ 本補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(補助金適正化法)に基づき実施される。補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や5年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処せられることがある。

## (7) 申請方法

### ① 申請書類の入手先

山梨県庁ウェブサイトからダウンロードすること。

※山梨県 HP の「電気自動車用充電インフラ設備促進事業費補助金」ページから「交付要綱等」項目のワードファイル

### ② 提出部数

1部

### ③ 提出方法

持参又は郵送

※ 簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送すること(裏面には差出人の住所・氏名を必ず記入すること)。

※ 郵便料金は申請者の負担となる。

山梨県 新価値・地域創造推進局地域エネルギー推進課 地域エネルギー推進担当

〒400-0031 山梨県甲府市丸の内 1-6-1

※ 提出書類は原則として返却しないため、提出書類一式について整備し、事業完了した日の

属する県会計年度の翌年度から起算して5年間保管すること。  
 ※ 審査において、追加で資料を求めることがある。

## (8) 提出書類

番号	必要書類		購入・リースの別				
			購入の場合		リースの場合		
			法人	個人	リース事業者	リース先(使用者)	
					法人	個人	
1	交付申請書	様式第1号	○	○	○		
2	事業計画書	添付様式第1号	○	○	○		
3	誓約書	添付様式第2号	○		○	○	
4	役員名簿	添付様式第3号	○		○	○	
5	登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)(写し) <sup>※1</sup>		○		○	○	
6	住民票 <sup>※1</sup> 、免許証、マイナンバーカード(表面のみ)のいずれか(写し)			○			○
7	納税証明書(山梨県税に滞納がないことの証明書) <sup>※2※3</sup>		○	○	○	○	○
8	国補助金の交付決定通知書		○	○	○		
9	国補助金の交付申請書類一式		○	○	○		
10	その他知事が必要と認める書類						

※1 申請日時点で発行から3か月以内のもの

※2 県税事務所(自動車税等)で発行されるもの。個人の場合は、市町村役場で(個人県民税)で発行されるものも必要

※3 課税がない等の理由により滞納額がないことの納税証明書が交付されない場合はその旨を記した書面(任意様式)

## 2 審査、交付決定等について

### (1) 審査、交付決定について

申請書については、提出先へ提出された日(以下「申請日」という。)の早い順に、受け付けた補助金交付申請書及び添付資料の確認を行い、提出書類に不備がないことなどの審査を通過したのから、交付決定を申請者に通知する。

審査は提出書類をもとに行うが、書類不備により事実確認ができないとき、事業計画に対して過度な経費が見込まれているとき、価格の妥当性について十分な根拠が示されない経費があるとき、その他本事業の目的や事業計画に対して不相当と考えられる経費が含まれているときなどは、補助額を減額して交付するか、又は交付決定を行わない(不採択とする)場合がある。申請前に設置場所の現地調査等を十分に行い、提出書類に不備がないか確認してから提出すること。

- ※ 1事業者あたりの申請件数の上限は設けない。
- ※ 郵送の場合は、提出先に到着した日を申請日と見なす。
- ※ 先着の順番は日ごとに管理する。申請時刻は関係ない。
- ※ 予算が上限に達した日に複数の申請者がいた場合は、①設備出力が大きい順に、②設備の出力が同一の場合は出力 1kW あたりの総事業費が少ない順に、審査・選定する。

### (2) 交付決定後の事業内容の変更について

審査を経て交付決定された事業内容を変更する必要がある場合は、あらかじめ変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)に変更の理由、変更の内容等、必要事項を記入の上、環境・エネルギー政策課へメールにて事前に提出すること。内容を確認の上、今後の手続きについて連絡を行う。

変更承認申請がない場合で、実績報告時に変更が判明した場合は、補助金を支払えない場合があるため、注意すること。

## 3 事業の完了及び補助金の支払い

### (1) 実績報告書の提出

補助事業を完了した日(国補助金を併用する場合は国補助金の額の確定通知を受領した日)から起算して1箇月を経過した日又は令和8年2月27日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第5号)に関係書類等を添えて提出すること。

※本補助金支出事務の円滑・確実な実施を図るため、必要に応じて、事業実施状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがある。

#### ① 実績報告書類の入手先

山梨県庁ウェブサイトからダウンロードすること。

※山梨県 HP の「電気自動車用充電インフラ設備促進事業費補助金」ページから「交付要綱等」項目のワードファイル

#### ② 提出部数

1部

#### ③ 提出方法

持参又は郵送

※ 簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送すること(裏面には差出人の住所・氏名を必ず記入すること)。

※ 郵便料金は申請者の負担となる。

山梨県 新価値・地域創造推進局地域エネルギー推進課 地域エネルギー推進担当  
〒400-0031 山梨県甲府市丸の内 1-6-1

※ 提出書類は原則として返却しないため、提出書類一式について整備し、事業完了した日の属する県会計年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

※ 審査において、追加で資料を求めることがある。

## (2) 提出書類

番号	必要書類		購入・リースの別				
			購入の場合		リースの場合		
			法人	個人	リース事業者	リース先(使用者)	
					法人	個人	
1	実績報告書	様式第5号	○	○	○		
2	事業実績書	添付様式第4号	○	○	○		
3	リース料金の算定根拠明細書	添付様式第5号			○		
4	国補助金の額の確定通知書		○	○	○		
5	国補助金の実績報告書類一式		○	○	○		
6	リース契約書の写し				○		
7	その他知事が必要と認める書類						

## (3) 補助金額の確定・支払い

実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

補助金の額の確定をした後、振込により補助金の支払を行う。

## 4 補助事業終了後

### (1) 財産の管理及び処分

補助事業対象者は、当該補助事業により取得し又は効用の増加した財産について、台帳を整備するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理すること。

取得価格が単価50万円以上の充電設備および取得価格が単価50万円以上の付帯設備、施工において50万円(税抜き)以上の工事を行う場合等、処分制限財産に該当する場合は、事業が完了し、補助金の支払いを受けた後であっても、処分制限期間(交付要綱第16条第2項で規定する「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数の期間)内は、処分(補助事業目的以外での使用、貸付、譲渡、担保提供、廃棄等)が制限される。

処分制限期間内に当該財産を処分する場合は、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第6号)

を提出し、承認を受けた後でなければ処分できない。また、承認の条件として、交付した補助金の全部または一部に相当する金額の返納が必要となる場合がある。

助対象者は、当該補助事業により取得し又は効用の増加した財産について、台帳を整備するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要がある。

また、処分制限期間内は、取得財産の処分(補助事業目的以外での使用、貸付、譲渡、担保提供、廃棄等)が制限される。処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)のとおりとする。

補助対象者が当該財産を処分する場合は、必ず山梨県知事へ承認を申請し、承認を受けた後でなければ処分できない。また、承認の条件として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の返納が必要な場合があるため注意すること。

なお、店舗や工場などの廃止又は改装に伴い、本補助事業により導入した設備の使用を中断、移転等する場合についても、県へ報告すること。

## (2) 文書の保存

本申請に係る書類については、収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を整備し、補助金の額が確定した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

一方、取得財産等の財産管理台帳その他関係書類については、処分制限期間を経過しない間保管すること。

## (3) 事業実施状況の検査

本事業終了後においても、現地調査や電話、メール等により、実施状況の聞き取り調査を実施する場合がある。

また、県や会計検査院が抜き打ちで実地検査に入ることがある。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに必ず従うこと。

## (4) 交付決定の取消等

事業終了後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の交付決定を取り消すとともに、期限を定めて返金を指示する。

これを納期日までに返金しなかったときは、申請事業者は、補助金を返金するとともに、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金(補助金の額に年10.95%の割合で計算した額)を支払うこと。

## 5 お問い合わせ先

### ■申請手続き全般に関するお問い合わせ

山梨県 新価値・地域創造推進局地域エネルギー推進課 地域エネルギー推進担当

受付時間 9時～17時(土日・祝日、年末年始を除く)

電話番号 055-223-1846

電子メールアドレス [kankyo-ene@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:kankyo-ene@pref.yamanashi.lg.jp)